

社会福祉法人戸田市社会福祉事業団評議員等及び委員の報酬及び費用弁償
に関する規程

平成8年2月26日

規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人戸田市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）評議員等及び委員（いずれも戸田市の常勤の特別職及び一般職の職員及び事業団の常勤または嘱託の職員で、次条に掲げるものを兼ねる者を除く。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において評議員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事

2 この規程において委員とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 評議員選任・解任委員
- (2) 苦情解決第三者委員
- (3) 入所検討委員会第三者委員

(報酬等)

第3条 前条第1項に掲げる評議員等（ただし、理事長を除く。）が事業団業務に従事したときは、別表第1に定める日額報酬を支給する。

2 理事長の報酬は月額150,000円とする。

3 前項に規定する額に加え、理事長が事業団職務に従事し、若しくは会議に出席したときは日額7,000円を支給する。

4 評議員等の報酬等は、社会福祉法人戸田市社会福祉事業団定款第8条及び第21条に基づき支給する。

5 第2項に規定する報酬の始期は、理事会で決定された就任日から支給する。ただし、就任が月の初日以外るとき、及び離職が月の末日以外るときは、第2項に規定する報酬額を月の歴日数で除した額を基礎額（ただし、基礎額に1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額をもって基礎額とする）とし、理事長としての職にあった日数に乗じて支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員等（ただし、理事長を除く。）及び委員が事業団業務に従事し、若しくは会議に出席したときは日額費用弁償を、また業務のため旅行したときは費用弁償として旅費を、別表第2により支給する。

2 前項に規定する業務のため旅行したときの旅費の支給については、社会福祉法人戸田市社会福祉事業団職員等旅費規程（平成8年規程第6号）を準用する。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年2月26日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程施行前に既に出発している出張については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程施行前に既に出発している出張については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、改正後の社会福祉法人戸田市社会福祉事業団評議員等及び委員の報酬及び費用弁償に関する規程第4条の規定は平成28年12月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	支 給 区 分	報 酬 額
評議員等	日 額	11,000 円

別表第2（第4条関係）

区 分	日 額 費 用 弁 償	旅 費					
		鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃	日 当	宿 泊 料
評議員等 及び委員	2,000 円	職員等旅費規程の計算の例による。				3,000 円	実費（上限 10,000 円）